

○議長（井上勝彦君）順番3、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

1項目めの質問は、生活保護基準の引き下げについて伺います。

私は、現在の橋本市の生活保護事業をたすものではありません。そのことを申し上げた上で、第一の質問は、国が生活保護基準の引き下げを決定し、新年度予算に反映しようとしていることです。生活保護基準の引き下げによって、その目的を果たせなくなるのではないかと。また、生活保護基準の引き下げは、国民・市民生活の最低ラインを下げ、暮らしを支える岩盤を壊すものとなると考えるが、当局の見解を伺います。

第二の質問は、生活保護事業の目的、橋本市の実績と成果について伺います。また、国の生活保護基準の見直しの具体的内容と、受給者への影響について伺います。

第三の質問は、生活保護基準の引き下げは、困窮世帯や低所得者世帯を対象とした施策に影響が出ると考えます。具体的に、最低賃金、就学援助制度、課税最低額、国保の減免、介護保険、国民年金、生活福祉資金貸付制度、最低保障年金、福祉施設の措置費など、具体的にどのように見直されることになるのか、このことを伺います。

2項目めの質問は、電柱の設置場所を宅地から市道に変更できないかについてです。

第一の質問は、通常、市道に設置されている電柱は、どのような手順で設置されるのか伺います。

第二の質問は、現在、宅地内に設置されている電柱はN T T所有で、関西電力と協定し

共同使用しています。この電柱にはトランスが付けられていること、三方から電線が引かれていることから、電柱はゆがみ、居住者とのトラブルになっています。そこで、現電柱を近くの市道に移設できないか伺います。

第三の質問は、この件は、N T Tと関西電力の仕事であることは論を待ちません。居住者は独居の高齢者で、この問題に困り果てています。当局に、現地調査を行い対策を講じていただきたく答弁を求め、演壇からの質問とします。明快な答弁を期待いたします。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君の質問項目1、生活保護基準の引き下げに関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）生活保護基準の引き下げについての1点目のご質問にお答えします。

生活保護基準の引き下げについて、3月1日、県福祉保健総務課に確認したところ、まだ厚生労働省からの詳細な文書は届いていないとのことですので、本年1月31日に開催された、第25回社会保障審議会での「生活保護制度の見直しについて」をもとに、答弁させていただきます。

生活保護制度の見直しについては、平成24年8月22日に成立した社会保障制度改革推進法の中で明文化され、これを受けた審議会の生活保護基準部会が、国民の消費動向、特に低所得者の生活実態を勘案しながら検証を実施し、その結果を踏まえ、基準の引き下げを検討されています。

その中での見直しの具体例として、実施時

期は平成25年8月から3年間で、額にして7.3%引き下げを前提とし、夫婦と子ども1人、夫婦と子ども2人、60歳以上の単身、60歳以上の夫婦、20歳から50歳代までの単身、母親と18歳未満の子ども1人の母子家庭の世帯類型を六つに分類した上で、生活扶助費と低所得世帯の生活水準をそれぞれ検証比較し、低所得者世帯の生活水準を上回らないように下げ幅を検討されています。

市といたしましては、国基準に基づき、適正に実施していきたいと考えています。

2点目のご質問にお答えします。

生活保護事業の目的は、最低限度の生活の保障と自立を助けることの二つです。実績については、平成23年度で372世帯474人、約7億2,780万円の保護費を支給しています。成果については、ケースワーカーを中心に戸別訪問を行い、現況の把握や自立指導等を行うなど、生活困窮者に適切に対応し、最低生活を保障しています。特に自立指導に関しては、就労支援員を平成22年11月に、また23年12月にそれぞれ1名ずつ採用し、現在、2名体制で求職情報の提供や就業相談に取り組んでいます。その結果、就労により自立した世帯は、平成22年度で20世帯、23年度で11世帯、24年1月現在では15世帯となっています。

このように、就労支援の効果的な取り組みが、本市において保護世帯が近年横ばいとなっている大きな要因と考えております。

次に、引き下げの影響については、保護中の全354世帯を確認したところ、生活費の基準を上回る保護者は、現在のところ1世帯2人と考えられます。影響を受ける保護者に理解していただくよう、今後対応してまいります。

なお、国の見直しの基準については、現時点では具体的には示されてございませんが、多人数世帯では減額幅が大きく、高齢単身世帯では減少幅が少なくなるようでございます。

いずれも国の推移を見守っていき、対応したいと考えています。

次に、生活保護基準の引き下げによる、貧困世帯や低所得世帯を対象とした施策への影響についてお答えします。

大きく三つの分野に影響すると思われます。まず一つは、最低賃金への影響であり、生活保護基準が下がれば、最低賃金の引き上げが抑制される可能性があるということです。

二つ目は、生活保護基準を物差しにした制度への影響です。就学援助、国保の減免、介護保険料・利用料の減額、国民年金の免除、生活福祉資金の貸し付け等で利用できない人が出てくることが予想されています。

三点目は、住民税の非課税限度額が下がることにより、新たに課税される人が出てきます。そのほかでも、論議中の最低保障年金の減額や福祉施設の生活費の減額に影響があると考えられます。

これらの影響については、現在、関係各省庁や2014年の税制改正の議論で検討されるとされており、市といたしましても、その動向を踏まえ、適切に対処してまいります。

また、最近は保護者からの問い合わせも多くあり、適切な情報提供を行い、親切丁寧なケースワークを行って、保護者の不安を取り除くよう対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）この際、3番 富岡君の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）恐れ入ります。午

前中の一般質問の中で、9番議員の、駅トイレの管理の再答弁の中で、私が指定管理者という形で発言させていただきましたけれども、鉄道事業者という形でご訂正のほう、よろしくお願いいたします。

それとあわせまして、高野口駅のトイレの管理でございますけれども、これについては、JRではなしに橋本市の施設でございますので、橋本市の施設としての今後の対応を考えていきたいというふうに考えてございます。訂正させていただきます。

○議長（井上勝彦君）日程に従い、一般質問を行います。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、生活保護基準の引き下げについて再質問をします。

まず、そもそも論で議論したいと思います。生活保護制度は、憲法第25条の生存権、国の社会的使命の1、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」2、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定をしています。生活保護基準の引き下げ、生活扶助費を引き下げることによって、健康で文化的な最低限度の生活を営む、このことを困難に至らしめるのではないかと考えるんですが、当局の見解を伺います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）確かに憲法第25条には、議員おただしのとおり1項、2項が書かれてございまして、生活保護法もその目的の中にきちっと、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」ということを明確に生活保護法の中

で書かれてございます。

今回の生活基準の引き下げですけども、支援が必要な人に確実に保護を実施するという従来の考え方は維持しつつ、地方自治体の調査権限の強化、それから、医療機関に対してはジェネリック医薬品の使用を促すことの法制化、それから、生活保護受給者の就労自立支援ということを主要ポイントに今回挙げておるわけでございます。

低所得者の生活費の水準と、それから生活保護費の生活扶助の支給基準を検証した結果が、低所得者の生活水準よりも生活保護の生活扶助費の基準のほうが上回っているということが判明したということで、今回の引き下げの検討につながっているということでございます。

ただ、昨今、この経済情勢の中で、円安傾向が続いていくわけでございますけども、当然、円安傾向になりますと生活費、特に光熱水費ですとか、それから燃料費等々が今後高騰してくるという中では、やっぱり国民生活、特に低所得者の生活というのが非常に厳しくなるであろうというように、私どもも推察しておるわけでございますけども、実際、今の現在の基準の見直しが、円安傾向になってきたときにどうなっていくかということも、やはりもう少し検討すべきものではなかろうかと、私は思っておりますのでございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、部長の言われた生活保護受給者と低所得者との、平たく言えば、生活に若干の差があるということだと思っておりますけれども、橋本市の事例等で例を挙げて説明いただけませんか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）橋本市での事例ということでは、ちょっと比較検証はしていないわけでございますけども、厚生労働省の

諮問機関である社会保障審議会がいろいろ比較した結果では、例えば、夫婦と子ども1人であれば、現行の生活保護費の扶助費というのが月15万7,000円に対して、低所得者の生活水準が14万3,000円ということで、1万4,000円の開きがある。要は、生活保護費の生活扶助費のほうの方が1万4,000円上回っておるといような結果が出ておるわけです。それが、いろいろ六つに分類しておる中で、ほとんどの、六つのうち四つの分類が、低所得者の生活水準よりも生活保護の生活扶助費の基準のほうの方が上回っておるとい結果になってございます。人数が多ければ多いほど、それから地方よりも都市部のほうが、やっぱりそういう高めの傾向が出ておるといことになってございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今、部長が言われたとおりで、東京都の生活保護、いわゆる生活扶助費等の数値を用いて、そして一方で、全国的なそうした低所得者の所得についての数値と対比をして、全国47都道府県あるんですけども、一番生活扶助費等も高いのは東京都ですよ。ですから、いろんな数字のとり方はあると思うんですけども、橋本市での事例というのは全くわかりませんか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）先ほども申しましたとおり、橋本市の中での検証というのはしておりませんので、数字はわかりません。ただし、先ほど言いましたみたいに、都市部、大都市圏の比較では非常に差があって、ところが町村部、これはそれぞれ等級というのが細かく分かれてまして、大都市は1級の1、それから2等と使うんですけども、町村部では3級の2ということで、その辺の、そこでも差というのが、例えば60歳代の単身者1人の生活費で勘定しましてでも、約1万7,890

円ぐらいの差がある。都市部と町村部では、それぐらいの差があるという結果が出てますので、地方へ行けば行くほど、低所得者の水準と生活保護費の水準というのはよく似たところになるのかなと思います。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今おっしゃっていただいたように、私の認識も、むしろこの低所得者と、推測ではありますけれども、橋本市の生活保護、生活扶助費というのは少ないというふうに私は認識をしています。

次の質問をします。演壇でも申し上げたんですけども、生活保護基準の引き下げというのは、国民、市民の生活の最低ラインというのを引き下げていくことになるというふうに思うんです。岩盤と申し上げたんですけども、この最低生活ラインが引き下がるというのは、非常に大きな問題があるというふうに思うんです。ここは国会ではないんですが、このことについて、担当部長はどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）国の考え方というのが、やっぱり国民の生活の最低ラインは、現時点では生活保護基準ではなしに、低所得者の生活の水準のほうが高いという検証結果が出ておるといことで、引き下げの方向に進んでいっておるとい状況でございます。

ただ、国におきましては、今回の生活保護基準の引き下げが実施されることによりまして、他の制度にできるだけ影響のないようにということで、確認もそれぞれされているようでございますので、市といたしましても、今後国の動向等々を見ながら、適切に対応してまいりたいと、かように思っておる次第でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）次に、今回の生活保護基準の引き下げに至った国会の議論の中で、和歌山県選出の自民党の国会議員が、具体例を挙げて、生活保護受給者の実子が芸能人であり、多額の所得があるということで、もっと支援をすべきだという、こういう主張をしたり、私は、この件は適正に事業が行われていると認識するんですけども、また、他の議員は、生活保護費、先ほども言いましたけれども、最も高い東京都の基準を示して、まじめに働く人より生活保護費のほうが高いように、そういうイメージを抱くような質問があったりと。そういう経過を経て、今回の生活保護基準の引き下げに至っているわけですが、私は、これはおかしいというふうに思うんですけども、この二つの例を挙げたんですけども、担当部長は、これらの主張についてはどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）1点目の、例えば、今よく新聞紙上でも問題になりましたけれども、芸能人の親族の生活保護費の問題等々あったわけですけども、本市もいろいろ調査をさせていただいた中では、そういうことはございませんでして、適正に対処されてございました。一部そういうこともありますけども、本市では適正に対処しておることでございます。

それから、もう一点は、確かに都市部、一番大都市部の1級1と、橋本市は3級の1になるんですけども、3級の2も町村部でなるんですけども、そこらの差でいいますと、当然、差が出てまいりますので、やはり比較する場合は、少なくとも大都市部ではなしに、やっぱり平均的な一番多い自治体の級というんですか、そうなりますと3級の1になるかと思うんですけども、3級の1の基準をやはり比較して、検証すべきではないかという

ことに思いますけど。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これが国会の議論であったらありがたいんですが、少しご理解をいただいているというふうに思います。

私、この①で一番強く言いたいことは、7.3%も生活扶助費を引き下げるわけですよ、これ。果たしてそれで最低限度の生活さえも困難になるんじゃないかというふうに考えるんですが、この点、伺います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）現行の生活扶助費で7.3%を引き下げていくという結果になりますと、やはり一番影響を受けるというのが、夫婦と子ども2人の世帯の都市部でおられる方。その方が、一応試算しますと、現行の扶助費でいいますと22万2,000円。それが見直されることによって20万2,000円になるということで、2万円の生活保護費の生活扶助が引き下げられるという結果となっております。それが一番大きな引き下げの幅になるかと思えます。全体的に平均して見ますと、一応計算してませんが、だいたい見渡しますと0.7ぐらいの平均値が引き下げされるのではないかということに思います。

先ほど言いましたみたいに、都市部と町村部というのがかなり違っていて、同じ都市部で2万円の差があるということもございますけども、町村部で比較しますと1万5,000円の削減になるということになるかと思えます。これも先ほども同じように言わせていただいた中では、やはり平均的な自治体の平均値を比較すべきであろうというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、再質問は②のほうに移ります。

橋本市の生活保護事業の実績であります。

先ほども答弁いただいたんですが、私が相談を受けたケースで申し上げますと、50歳代の男性で自営業、自分で車を持って仕事をしてたんですけども、高血圧と糖尿病を患って仕事がだんだん少なくなる中で、その薬代も工面できずに放置をしてまして、とうとう両目を失明するという、これの直前に医師から、これは市民病院の先生ではありませんけれども、ある医師から連絡が私どもにありまして、対応いたしました。

このときに担当課も非常に迅速に対応してくれまして、生活保護を受けることができました。公費で両目の手術を行って、それと糖尿病の治療も並行して行うことができました。その結果、片方の目は回復したんです。あと片方はだめになったんですけども、糖尿病についても安定の状況に至りました。この方は約10カ月間だったと思うんですが、生活保護を受けたわけです。あれからもう数年たつんですけども、この男性の方は自営業として、現在、非常に元気に自立生活をされています。これは、生活保護の理想的なケースかなというふうに思うんです。

これも先ほど、ここでこうしたケースで自立していく市民の数について尋ねようとしたんですが、先ほど答弁で聞かせていただいたので、部長自身、こうした自立のケースで理想的なケースというか、知っている例があれば挙げていただけますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）いろんなケースというのが個々によって違いますので、一概には申し上げられませんが、やはり答弁でも申しましたとおり、本市のケースワーカーを中心に、それからまた就労支援員、今2名採用してますので、その方らの非常に熱心な取り組みによって、就職をしやすい環境づくりといたしますか、それから情報の提供で

すとか、いろいろやっておるわけで、そのおかげでもって橋本市の生活保護者の数というのは、今、ほかの自治体では非常に増えてるんですけども、橋本市ではほぼ横ばい状態というような状況になっておるわけです。ただ、先ほどご質問あった、個々にどんなケースかというのは、ちょっと私のほうで今資料を持ってませんので、お答えできませんけども、全体的には、やはりそういう地道な活動というのが、非常に大事なかなと思います。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私は、この果たしている役割ですね、生活保護。市民の中にはいろんな意見も言う人もいるんですけども、本当にいろんな事情で所得等が皆無になる。もう生きていけないといえますかね。命綱としての役割というものを実感をしていることを申し上げておきます。

で、②のところ、保護基準の見直しの具体的な内容なんですけど、これはわかればですが、60歳以上の方で単身の方の場合、母子家庭で子どもさんが1人の場合、この2例について、生活扶助費は、これは橋本市の場合です。いくらからいくらに削減をされるのか、わかれば示してください。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）ちょっと橋本市の場合でということで積算はしてございませませんが、60歳代の単身では、都市部で生活扶助費が8万1,000円から7万9,000円になるということで、2,000円が引き下げられるということになってきます。ただ、これが橋本市の場合というわけではございませぬので、ご理解をお願いします。

それから、母と子ども1人、例えば、お母さんが30歳代で子どもさんが4歳と仮定した場合に、都市部では生活扶助費が月15万円が引き下げによって14万1,000円になるという

ことで、9,000円ほど引き下げられるということになります。

ただ、町村部にまいりますと、その差が若干変わります。60歳単身ですと、生活扶助費が6万3,000円に対して、今度の見直しの中では逆に6万4,000円ということで、1,000円上がるという結果になります。それから、母子家庭では、町村部では12万円が11万7,000円になるということで、3,000円引き下がるというような試算数値が出ております。

先ほども申しましたように、橋本市でこうなるかということでは検証してませんので、ご理解をお願いします。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）都市部の数字はあまり要らないんですが、橋本市で、今おっしゃられた単身でいきますと1カ月6万3,000円ですよね。これ、1カ月を6万3,000円で生活をするわけです。一番切り詰めているのは食事なんですわ。私、たまたま食事中に出くわしたんですけれども、缶詰のふたを開けずに食卓に置いてあって、目刺しが一匹、お皿に乗けて、そしてご飯にお茶をかけて、いわばお茶をおかずにして食べている。そういう場面に出くわしたんですけれども、今、部長の説明では1,000円ほど増額されるという、正式な数値ではないということなんですが、本当に大変な暮らしが実態なんです。

この議場におられる皆さんというのは、もちろん私も含めてですけれども、安定をした収入というのがあるので、実際にこんな食生活というのは想像もできないというふうに思うんですけれども、生活保護受給者にとっては、生活扶助費の削減というのは本当にこれ、一つ間違ったら死活問題なんだということを私は訴えたいんです。

市長にぜひ伺いたいんです。生活保護の予算というのは、国が4分の3を負担していま

す。市の負担は4分の1なんです。これ、市長にぜひ判断してほしいんですけども、市負担分だけでも引き続き支出するということとはできないものか、この点、伺います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）市長にということでしたけども、私のほうでちょっと答えさせていただきます。

生活保護費の4分の3は国が見て、4分の1が市が負担ということになるんですけども、ただ、生活保護費というのは、やっぱり全国共通の基準で実施されておるということの中では、市としてもやっぱりその同じ基準で適正に対応していく必要があるという考え方でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、③の再質問をします。

生活保護基準の引き下げによって、他の施策への影響についてです。当面では、特に三つの点で影響が出るというふうに答弁がありました。私、演壇では最低賃金はじめ九つの施策を紹介したんですけれども、全部を議論する時間がないので、就学援助制度に絞って質問をしたいと思います。現在、就学援助を受けている児童生徒数について伺います。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）ご質問にお答えをいたします。

平成24年度、現時点での数字でございますけれども、まず小学校で、要保護の子どもが13名、それから準要保護の子どもが382名で、合計395名でございます。同じように中学校では、要保護の生徒が14名、準要保護の生徒が271名、合計で285名でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この資料は学校教育課

でいただいたものなのですが、要保護及び準要保護児童生徒扶助費に係る認定者の推移ということで、平成20年から平成24年間の分をいただきました。私が注目したのは、要保護・準要保護比率というところなんです。平成20年度で、小学校で要保護・準要保護費率が9.7%であったと。これはつまり全生徒の中で、どれだけの方が要保護・準要保護を受けておるかというパーセンテージです。20年度、小学校で9.07%であったのが、平成24年度で11.5%ということになっています。同じく、中学校では12.01%だったのが24年度で17.79%と、これは年々増加傾向にあります。質問は、この増加理由についてお尋ねします。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）確かに議員おただしのおり、今、私の持つておる資料でも年々増加傾向がございます。具体的に増加の原因をと言われますと、ちょっと今の時点で私の口から申し上げることはできませんが、一般的に考えまして、経済情勢の悪化等が想定されるというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）年々増加している教育扶助です。生活保護基準が引き下げられたら、この傾向に逆行して、教育扶助を受けられない児童生徒が出るのが考えられるんですが、どのような対応を考えているのか伺います。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）現在のところ、県教育委員会から国のほうにもいろいろと問い合わせをさせていただいておりますが、生活保護基準が引き下げられて、これが同様に就学援助に影響を及ぼすかというところにつきましては、全く未定であるというふうに今の時点では確認をしております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私もいろいろこの関係で資料を探しましたところ、厚生労働省の、この問題に関する資料というのが見つかりまして、この生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた人で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取り扱いとすると、こういう、いわゆる厚生労働省の見解であります。また、準要保護者については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただくよう依頼となっています。

これは間違いのない資料なのですが、橋本市では、要保護・準要保護について、どう対応していくのか、再度伺います。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）先ほども申し上げましたように、就学援助の部分が生活保護基準と同様に引き下げられるのかというところは、まだ未定でございますので、今お答えすることは困難かと思えます。ただ、国の動向なり県からの指示というのを、当面は待つということになろうかと思えます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私の質問、聞こえてますか。要保護者に対しては、影響が出ないように、これ、国に申請出してと言うてますけれども。私の資料では、で、準要保護については、市町村で判断してという、私に言わせれば無責任な厚生労働省の見解なのですが、その辺の情報は入っていませんか。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）文部科学省関係で得た資料によりますと、25年度の当初に要保護者として就学援助を受けていた者で、引き続き困窮すると認める世帯については、要保護者として国庫補助申請を認めると。これは、



要保護に関しましてはこのとおりかというふうに考えております。

それから、準要保護の制度につきましても、今、議員のおっしゃったような依頼は来ておるといふところではございますけれども、準要保護の基準がもし変わりませんと、特段何も影響はないものと考えておるといふことでございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）わかりました。わかりましたって、答弁認めたわけじゃないんです。最大限の、自治体で判断せえと言われたときに、どうするのかというところなんです。これ、影響出ないような対応をしていただけるのか、教育長、答弁できますか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）何分、今のところ方法について指示がございませんので、予算の伴うことでございますので、子どもたちの安定した生活というのを前提に教育委員会のほうでも考えていきたい、そのように思っております。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）言うまでもありませんけれども、義務教育という、教育の機会均等という、所得によって低所得者の子どもは十分な教育が受けられないというのは、大変大きな問題になるというふうに思いますので、教育長はじめ教育委員会は、しっかりとこの問題についても対応していただきたいということを申し上げて、1項目めの質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、電柱の設置場所の変更に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）市道に電柱を設置

する場合の手順についてのご質問にお答えします。

道路は一般交通の用に供する公共性の高い施設で、不特定多数の人や車が通行することから、電柱等の設置につきましては、擁壁の法面などの道路幅員以外の場所に設置をお願いしています。道路用地内に適切な場所がない場合は、民地も含め、それ以外の場所に設置をお願いすることになります。

電柱等も道路同様、市民生活に欠かすことのできない重要な施設ですので、設置については、道路管理者としても道路幅員以外の場所等で道路管理上問題がなければ協力する方向で、その都度協議しています。

しかし、電線の方向など、電柱設置者側の技術的な検討も必要となると考えられますので、まずは電柱設置者に申し出いただき、変更が可能ということになれば検討させていただきます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、再質問をします。

この電柱は隅田の中下という地域で、非常に道路も狭いということがありますよね。私もこの件で相談を受けたんですが、現場を見てみますと、NTTの電柱があつて、途中でつないで関西電力の電柱、上に伸びてるんです。演壇でも申し上げましたが、トランスがある。これは一定の重さがかかると思いますし、三方から、住宅開発の関係で電柱が引かれていて、近くの宅地の入居というか、居住者の方いわく、1回倒れかけたんだということで、それはまた起こして、コンクリート基礎をしたようなんですが、その引き込み線がそのお宅にも入っている関係で、家も電柱と一緒に、引き込み線で言えばね、電柱が倒

れば家も寄っていくというか。高齢者の方なので、そこに入居される方はそのことばかり考えて、非常に何ていうか苦しんでいるというんかな、痛々しいというふうに思うんです。

この通告の段階で、担当職員も現地を見てくれたというふうに聞き及んでるんですけども、これもN T Tの電柱なので、使用料を払ってるんで、もらってるというんかな、宅地の使用料。もちろん上につないでいる関西電力も、これは当然N T T、関西電力が、きちっとその方と話をして納得してもらおうというのが一番いいんですけどもね。なかなかトラブルが続いているようで、行政としても、どの程度のかかわりを持つかは別にして、何とか対応していただけたらというところなんです。再度、伺います。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）1回目の答弁でもお答えさせていただいたんですけども、基本的には議員おっしゃるとおり、電柱の事業者と個人の問題であると考えます。

それで、独居老人の方で非常にお困りということですので、行政としても何らかの手助けができればというふうには考えるんですけども、やはり道路管理者の立場で、電柱と申しますと相当市内にも本数がございまして、すべてにそういったことまで関与するというのは不可能でございます。いわば、生活相談の一環とでも申しましょうか、そういった感覚になるんかなと思うんですけども、そうは申しまして、お困りの方があるのであれば、できる範囲では対応は考えたいとは思いますが、やはり限度があつての話かなというふうなことで、ご理解いただけたらというふうに思います。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この件では、非常にや

さしいといえますか、心あるというか、建設部長から答弁いただきましたので、大いに期待をいたします。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君の一般質問は終わりました。